

オフィス訪問サポート利用規約

実施：2015年6月1日（最終更新日：2023年12月1日）

目次

第1条（本規約の目的）	2
第2条（本規約の範囲・変更）	2
第3条（提供するサービス）	2
第4条（契約の単位）	2
第5条（契約申込の方法）	2
第6条（契約申込の承諾）	3
第7条（申込内容の変更）	3
第8条（契約者が行う本契約の解除）	3
第9条（権利義務の譲渡の禁止）	3
第10条（本契約の終了）	3
第11条（本サービスの提供条件）	3
第12条（契約者の当社に対する協力事項）	4
第13条（除外事項）	4
第14条（免責事項）	4
第15条（責任の制限）	5
第16条（料金並びにその支払義務及び支払方法）	5
第17条（営業活動の禁止）	5
第18条（利用の制限）	5
第19条（個人情報の取扱い）	6
第20条（法令に規定する事項）	6
第21条（準拠法）	6
第22条（紛争の解決）	6
第23条（債権の譲渡）	6
第24条（承諾の限界）	6
【別紙1（提供時間）】	8
【別紙2（本サービスの内容及び技術費）】	9
【別紙3（本サービスの料金）】	14
【別紙4（請求書発行代金）】	15
【別紙5（訪問サポート（データ移行作業）時の注意事項及び料金）】	16
【別紙6（当社が別に定めること）】	18

第1条 (本規約の目的)

西日本電信電話株式会社(以下「当社」といいます。)は、このオフィス訪問サポート利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりオフィス訪問サポート(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (本規約の範囲・変更)

- 1 当社が、必要に応じて契約者(本規約により、当社から本サービスの提供を受けるための契約を当社と締結している者をいいます。以下同じとします。)に通知又は当社のホームページ等にて公表する本サービスの利用に関する取り決めは、本規約の一部を構成するものとします。
- 2 当社は、本規約(別紙を含みます。)の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (提供するサービス)

- 1 本サービスは以下となります。

タイプ	本サービスの提供の時期
オフィス訪問サポートサービス	I P通信網サービス契約約款に定めるメニュー1(本条第1号に定めるものに限り、以下同じとします。)、メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等について、その設置に係る工事の完了以降に提供するもの

※本サービスの対象となるメニュー1、メニュー4、メニュー5に係る契約者回線等(以下「フレッツアクセスサービス」といいます。)

フレッツ アクセス サービス	(1) メニュー1 (2) メニュー4 (3) メニュー5-1 100Mb/s(プラン1のもの、プラン2のものを除く) (4) メニュー5-1 200Mb/s (5) メニュー5-1 1Gb/s (プラン1のもの、プラン2のものを除く) (6) メニュー5-1 10Gb/s (7) メニュー5-2 100Mb/s (8) メニュー5-2 200Mb/s (9) メニュー5-2 1Gb/s (10) メニュー5-2 10Gb/s
----------------------	--

- 2 当社は、本サービスについて、それぞれ別紙2に定めるインターネット接続のための設定作業、パソコン周辺機器等(以下「サービス対象機器等」といいます。)を利用するための設定作業又はその他設定作業(あわせて以下「設定作業等」といいます。)を実施します。
- 3 当社は、本契約の申込みをするフレッツアクセスサービス(インターネット接続サービス)に係るフレッツアクセスサービス(インターネット接続サービス)契約者が利用しているフレッツアクセスサービス回線の提供区域において提供します。次表に定める期間及び時間帯において、本サービスを提供します。

タイプ	本サービスの提供期間及び時間帯
オフィス訪問サポートサービス	オンサイトサポートを9:00~17:00(営業日)の間、提供します。

第4条 (契約の単位)

当社は、1のフレッツアクセスサービス(インターネット接続サービス)の契約につき、1の本契約を締結します。

第5条 (契約申込の方法)

契約者は、利用回線の契約者(その利用回線が「光コラボレーションモデルに関する契約」(当社が別段

の合意により締結するものをいいます。以下同じとします。)に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)と同一の者に限ります。(契約の申込)

本サービスを申込むときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- 1 本サービスに係るフレッツアクセスサービス(インターネット接続サービス)の契約者回線等番号
- 2 その他申込みの内容を特定するための事項

第6条(契約申込の承諾)

- 1 当社は、前条に定める契約の申込みがあったときは、これを審査した上で承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が実在しないとき又はその恐れがあるとき。
 - (3) 申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽があるとき。
 - (4) 申込者が、当社が提供するその他サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り又は怠る恐れがあるとき。
 - (5) その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条(申込内容の変更)

- 1 契約者は、第5条(契約の申込)に基づき当社に申込みした本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の変更等がある場合については、当社所定の手続きに従って、速やかに当社に通知して頂きます。
- 2 当社は、契約者から申込み内容の変更の通知を受けたときは、前条の規定に従って取り扱います。その場合、当社は、当初の申込み内容に基づき当社が承諾した本サービスの提供予定日時又は提供料金等の全ての契約内容の継承を保証するものではありません。

第8条(契約者が行う本契約の解除)

- 1 契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きに従い、速やかに当社に通知して頂きます。
- 2 契約者は、本契約について、その本契約の解除に係る前項に定める当社への通知を本サービスの提供予定日の当日に行ったときは、本契約の解除に係る費用として、別紙3に定める基本作業費と同額の費用を支払って頂きます。

第9条(権利義務の譲渡の禁止)

契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

第10条(本契約の終了)

- 1 本契約は、契約者が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます。)に押印又は署名する(電氣的操作による確認作業を含みます。)ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した時点で、終了するものとします。
- 2 当社は、第13条(除外事項)の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されない又は解消の見込みが無いと判断した場合、契約者に対してその旨を通知し、その本契約を解除することがあります。

第11条(本サービスの提供条件)

当社は、本契約の申込みを行う者又は契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) サービス対象機器等が、本契約に係るIP通信網サービスの契約者回線に接続又は関連して利用されること。

- (2) 前項に定める I P 通信網サービスの契約者回線が、本契約に係る当社の設定作業等の実施以前又は同時に開通していること。
- (3) 当社が契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し設定作業等へ立ち会うこと。
- (4) 当社の設定作業等の実施の時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。
- (5) 当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要な I D やパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- (6) サービス対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
- (7) 当社の設定作業等の実施の時点で、契約者が、そのサービス対象機器等の正規のライセンス及びプロダクト I D を保有していること。
- (8) 当社の設定作業等の実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア若しくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること。
- (9) 当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。

第 12 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じた I D やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) サービス対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。ただし、別紙 2 に定めるメニューのうち、サービス対象機器等に記憶された情報の複製を行うメニューを利用する場合はその限りではありません。
- (4) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める 事項の実施。

第 13 条（除外事項）

- 1 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。
 - (1) 第 11 条（本サービスの提供条件）のいずれかの項目をみたさない場合。
 - (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、当社の設定作業等の実施が困難となる場合。
 - (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
 - (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。
- 2 契約者は、前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、別紙 3 に定める基本作業費と同額の費用の支払いを要します。

第 14 条（免責事項）

- 1 当社は、本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含みます。）の完全なインストール、アップグレード、アンインストール又は契約者のデータの完全なバックアップ及びその移行等を保証するものではありません。
- 2 当社は、契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電气的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定し

た内容等を保証しません。

第 15 条 (責任の制限)

当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

第 16 条 (料金並びにその支払義務及び支払方法)

- 1 契約者は、その本契約に基づいて提供を受けた設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。
- 2 当社(料金その他の債務に係る債権について、第 2 3 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。)はオフィス訪問サポートの提供の完了後、契約者にたいして該当する基本料金と技術費を合計した料金額(以下「該当料金合計額」といいます。)並びにその該当料金合計額に係る消費税、地方消費税相当額及び請求書発行代金を併せた料金額(以下「請求金額」といいます。)を請求します。
- 3 契約者は、当社より請求された請求金額を、当社が定める期日までに、当社又は当社が指定する金融機関等において支払って頂きます。
- 4 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 5 契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 1 5 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。
- 6 第 2 3 条(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に限り、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。
- 7 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税及び地方消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂きます。
- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 9 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金の一部または全部を減免することがあります。その場合、当社のホームページに公表する等の方法により、その旨を周知します。
- 10 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用(当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、請求しないことがあります。

第 17 条 (営業活動の禁止)

契約者は、有償、無償を問わず、営業活動若しくは営利を目的とした利用、第三者への付加価値サービスの提供又はその準備を目的として本サービスの利用を行うことはできません。

第 18 条 (利用の制限)

1 当社が、本サービスを提供するに当たって、契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア及び取扱マニュアル等を含みます。以下同じとします。)に関する著作権、著作人格権、特許

権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の規定の無い限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 当社が供給する一切の物品の複製、改変又は編集などを行わないこと。
- (3) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 19 条 (個人情報の取扱い)

- 1 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その契約事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が設定作業等の過程で取得した ID、パスワード及びメールアドレス等の情報については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定作業等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
- 3 契約者は、当社が第 2 3 条 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係るフレッツの契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 4 契約者は、当社が第 2 3 条 (債権の譲渡) の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 20 条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 21 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 22 条 (紛争の解決)

本規約に関する紛争は、契約者の居住する地域の地方裁判所を、第一審の合意管轄裁判所とします。

第 23 条 (債権の譲渡)

契約者は、当社が本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙 4 に定める事業者 (以下「請求事業者」といいます。) に対し、当社が別紙 4 に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 24 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

附則 (2021 年 5 月 28 日 西 B 営スサ第 000031 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021 年 6 月 9 日から実施します。

附則 (2022 年 6 月 27 日 西 B 営 V 第 000255 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

附則（2022年7月25日 西ビ営V第000343号）

（実施期日）

1 この改正規定は2022年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（2022年8月4日 西ビ営V第000381号）

（実施期日）

1 この改正規定は、2022年9月1日から実施します。

附則（2023年8月31日 B委VDコ155500000242-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2023年9月4日から実施します。

附則（2023年9月28日 B委VDコ155500000424-01）

（実施期日）

1 この改正規定は2023年10月1日から実施します

附則（2023年8月31日 B委VDコ155500000240-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、2023年12月1日から実施します。

【別紙 1（提供時間）】

当社は、オフィス訪問サポートサービスに関して、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く月曜日から土曜日（この契約において「営業日」といいます。）の9:00から17:00までの間、サポートサービスを提供します。

但し、サポート内容・時間帯によっては翌営業日の対応となる場合があります。

【別紙 2（本サービスの内容及び技術費）】

技術費は以下の料金を適用いたします。なお、サービス内容及び対象機器であっても、対応できない場合があります。

メニュー名	作業内容	課金単位	技術費
インターネット接続設定	(1)ルータ開梱、設置 (2)ルータへの設定内容 ・インターネット接続設定 ・050IP 電話設定 (050IP 電話用 ID・PW 登録、050IP 電話番号登録、050IP 電話用サーバ設定) ・ルータへの無線設定 (3) パソコンへの設定内容 ・ホームページ閲覧のためのブラウザ設定 ・メール送受信のためのメールソフト設定 ・リモートサポートツールのインストール ・インターネット接続方法等の簡易な説明	ルータ・パソコン (各 1 台) : 1 セット	4,500 円
開梱設置設定	・パソコンの開梱・設置または OS の初期設定 (OS のアカウント初期設定等を含む)	パソコン 1 台	8,700 円
追加 PC 設定	・フレッツ接続ツールのインストール ・インターネット接続設定 (注)上記設定は、ルータをご利用されない場合のみ行います。 ・ホームページ閲覧のためのブラウザ設定 ・メール送受信のためのメールソフト設定 ・リモートサポートツールのインストール ・インターネット接続方法等の簡易な説明	パソコン 1 台	5,300 円
ルータ詳細設定 (ブロードバンドルータ設定)	・インターネット接続設定 ・ルータへの無線設定	ルータ 1 台	3,200 円
ひかり電話/050IP 電話設定	・ひかり電話設定 ・050IP 電話設定 (050IP 電話用 ID・PW 登録、050IP 電話番号登録、050IP 電話用サーバ設定)	ルータ 1 台	2,800 円
LAN カード設定	・有線、無線 LAN カード、USB 無線機器、パソコン内蔵無線の接続・設定 ・ドライバのインストール	LAN カード 1 台 または無線機能 内蔵機器 1 台	2,900 円
各種アプリケーション設定	【対象機器】 ・メールアカウントの追加設定 ・Windows ユーザアカウント追加 ・プリンタ共有設定 ・ネットワーク共有設定 ・プリンタネットワーク共有設定 ・WindowsOS 標準搭載機器の設定 ・各種アプリ設定	アカウント 1 つ またはパソコン 1 台	4,400 円
プリンタ設定	・プリンタの開梱・設置、並びにパソコン(1台)への接続、設定 ・ドライバのインストール	プリンタ・パソコン (各 1 台) : 1 セット	4,400 円
その他機器設置設定 (A) ※ 1	・その他周辺機器の設置、設定 (当社が別に定める機器区分による)	周辺機器 1 台	3,700 円
その他機器設置設定 (B) ※ 1			7,000 円
その他機器設置設定 (C) ※ 1			10,500 円
その他機器設置設定 (D) ※ 1			14,000 円

ソフトウェアインストール	<ul style="list-style-type: none"> ・リモートサポートツール/IT管理サポートツール (機器名推定ツールを含む) インストール ・ウィルス対策ソフトインストール 		1 インストール	7,000 円	
ウィルススキャン駆除	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィルススキャン・ウィルス駆除 		1 スキャン	6,500 円	
Windows アップグレード、初期設定			パソコン 1 台	15,400 円	
Windows リカバリ			パソコン 1 台	17,100 円	
Windows アップデート			パソコン 1 台	12,100 円	
データバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様指定のデータ保管先(HDD等)にバックアップ 		1 アカウント 4.7GB	16,000 円	
データ移行※4	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様指定のデータ保管先(HDD等)にバックアップ ・お客様指定のデータ移行先にデータを移行 ・データ移行後の各種設定 (移行先の PC 開梱、設置が必要な場合は「データ移行プラン」※4 をご利用ください) 		1 アカウント 4.7GB	16,000 円	
ドライバ・ファームウェアアップデート			パソコン 1 台 対象機器 1 台	3,500 円	
操作説明	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット(ブラウザ)、メール、パソコン、プリンタ、デジカメ等の使い方の説明 		1 台	3,500 円	
事業所用※1スイッチ	基本設定	新規	1 台	6,500 円	
		既設	1 台	4,400 円	
	オプション ※2	VLAN 設定		1 設定	4,400 円
		システム一括 VLAN 設定		1 設定	4,700 円
		リンクアグリゲーション		1 設定	4,500 円
		機器冗長構成設定		1 設定	4,700 円
設定バックアップ		1 設定	4,000 円		
事業所用※1ルータ (GUI)	基本設定	新規 <ul style="list-style-type: none"> ・端末開梱、設置 ・インターネット接続設定 ・VPN 設定 (1 対地分) ・セキュリティ設定 (GUI 画面で設定可能なもののみ対応)	ルータ 1 台	16,500 円	
		既設 <ul style="list-style-type: none"> ・VPN 設定 (1 対地分) ・セキュリティ設定 (GUI 画面で設定可能なもののみ対応)	ルータ 1 台	4,700 円	
	オプション ※2	アクセス制限設定		1 設定	3,700 円
		VPN 拠点間接続		1 対地	3,500 円
		モバイルリモートアクセス (本体)		1 設定	3,800 円
		モバイルリモートアクセス (クライアント)		1 設定	3,700 円
		外部アクセス設定		1 設定	4,200 円
		機器冗長設定		1 設定	6,000 円
	VLAN 設定		1 設定	3,400 円	
	事業所用※1ルータ (CUI)	基本設定	新規 (config 作成含む)	ルータ 1 台	23,500 円
既設 (config 作成含む)			ルータ 1 台	4,400 円	
オプション ※2		アクセス制限設定		1 設定	3,900 円
		VPN 拠点間接続		1 対地	3,800 円
		モバイルリモートアクセス (本体)		1 設定	5,000 円
		モバイルリモートアクセス (クライアント)		1 設定	4,200 円

		外部アクセス設定	1 設定	4,800 円
		機器冗長設定	1 設定	6,400 円
		VLAN 設定	1 設定	3,600 円
事業所用※1 無線アクセ スポイント	基本設定	新規	1 台	6,300 円
		既設	1 台	4,500 円
	オプション ※2	SSID(VAP)追加・変更設定	1ID	3,500 円
		MAC アドレスフィルタリング設定	1 端末	3,300 円
事前電波調査			2 フロア・20AP	29,500 円
事後電波調査			2 フロア・20AP	16,500 円
事業所用※3 スマートフ ォン/タブレット設定	基本設定	新規 ・初期設定 (Google アカウント、AppleID 等の作成) ・Wi-Fi 設定 ・アプリインストール及び設定 (1 アプリケーション分)	1 の工事ごとに (1 台含む)	6,800 円
		既存	1 の工事ごとに	6,200 円
	オプション ※2	アプリケーション追加インストール設定 (インターネットからの取得設定)	アプリケーション 1 つ	5,100 円
		クライアント Wi-Fi 接続追加設定	1 設定	3,100 円
UTM※1	基本設定	新規 ・新設工事、故障申告による取替	1 台	17,500 円
		既存 ・設定変更	1 台	7,200 円
	オプション ※2	セキュリティインストール	1 設定	4,200 円
		ファイヤウォール設定	1 設定	2,500 円
		外部通信制御設定	1 設定	2,500 円
		URL フィルタリング	1 設定	2,800 円
		アプリケーション制御設定	1 設定	2,500 円
		バックアップ	1 台	2,700 円
		リストア	1 台	2,700 円
		ファイル初期化	1 台	2,800 円
NAS※1	基本設定	新規 ・新規設定	1 台	13,900 円
		既存 ・既設設定	1 台	9,000 円
	オプション ※2	ユーザグループ設定	1 グループ毎	3,000 円
		ユーザ作成	10 ユーザ毎 (CSV ファイルによる設 定時は 1 ファイル毎)	3,100 円
		追加共有フォルダ	5 フォルダ /10 ユーザ毎 ※フォルダ数または合計設定 権限数(最大 50 ユーザ)が上 限を超える場合は都度本料金を 加算	3,100 円
		グループウェア設定	10 グループ毎	3,200 円
		各種設定変更 (ネットワーク設定/リモートアクセス/E メール 通知/時刻/アンチウイルス設定/クラウドバ ックアップ設定 (NTT-PC/あずけ〜))	1 設定	3,000 円

		外部装置 (UTM/UPS/外付け HDD) 連携設定	1 設定	2,700 円
		スナップショット設定	5 フォルダ毎	2,600 円
		データ移行 ※以降データ量が 4TB を超える場合は基本額に加えて加算額を適用	(基本) 4TB まで (加算額) 1TB 毎	101,500 円 25,600 円
		追加ライセンスアクティベート	1 ライセンス	2,800 円
ペーパーレス会議サーバ設定			1 設定	92,000 円
見守り TV 電話バック			1 パッケージ	10,500 円
ビジネス UC スタートパッケージ	基本設定	アカウント設定 (10ID まで)	1 パッケージ	30,000 円
		クラウドアドレス帳作成 (名刺 50 枚、電子データ 1 ファイル)		
		ビジネス UC 利用機器設定 ・ビジネスフォン ・スマートフォン (10 台まで) ・パソコン (10 台まで)		
	オプション ※2	クラウドアドレス帳作成 (名刺 50 枚、電子データ 1 ファイル)	1 設定	11,000 円
		スマートフォン追加設定	1 台	2,500 円
		パソコン追加設定	1 台	2,500 円
		電話帳追加登録 (手入力)	10 件	3,000 円
クラウドアドレス帳作成 (名刺 50 枚、電子データ 1 ファイル)			1 設定	11,000 円
LAN 配線※5			1m/本	1,600 円
			3m/本	2,000 円
			5m/本	3,000 円
			10m/本	5,500 円
			15m/本	8,000 円
			20m/本	10,500 円
複合機※6	パソコンから複合機で印刷する複合機本体およびパソコン(1台) についての設定 ドライバインストール含む	複合機・パソコン各 1 台セット	6,100 円	
		追加パソコン 1 台 (複合機設定を伴わない)	3,800 円	
	複合機をスキャナとして使用する複合機本体およびパソコン (1 台) の設定	複合機・パソコン各 1 台セット	6,100 円	
		追加パソコン 1 台 (複合機設定を伴わない)	3,800 円	
	パソコンから複合機の FAX 機能を使用する複合機本体およびパソコン (1 台) の設定 ドライバインストール含む	複合機・パソコン各 1 台セット	6,100 円	
		追加パソコン 1 台 (複合機設定を伴わない)	3,800 円	
	DocuWorks 設定 (対応機種のみ) 複合機本体およびパソコン (1 台) の設定 ソフトウェアインストール含む	複合機・パソコン各 1 台セット	6,100 円	
		追加パソコン 1 台 (複合機設定を伴わない)	3,800 円	
		操作説明 30 分毎	3,800 円	
	複合機本体の設定変更	複合機 1 台	7,200 円	
おまかせクラウドストレージ連携設定 (基本) ※7	複合機 1 台	6,000 円		
おまかせクラウドストレージ連携設定 (FAX 転送・5 件まで) ※7	FAX 転送設定 5 件毎	6,000 円		

※1 業務利用目的に販売されているものを対象とし、弊社が指定する機種に限ります。

- ※2 各項目の基本設定との同時申込時のみ提供いたします。
- ※3 業務利用目的に使用しているスマートフォン/タブレット端末を対象とします。
- ※4 データ移行プランについては、別紙5に定めます。
- ※5 他の訪問設定メニューと同時申込時のみ提供致します。（単品での申込はできません）
- ※6 複合機については当社から販売した当社が指定する機器に限ります。
- ※7 当社から販売した OFFISTAR F シリーズに限ります。S
- * 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及び各種サービス提供事業者の正規サポートを代行するサービスではありません。また、ご依頼の内容及びその結果を保証するものではありません。
- * 記載されている社名および製品名は、各社の登録商標または商標です。

【別紙3（本サービスの料金）】

1. 基本料金

項目	対象・単位	料金（税抜）
基本作業費	1の本契約の派遣ごとに課金します。	7,500円
状況診断費	1の本契約ごとに課金します。	1,500円
交通費	本規約第3条（提供するサービス）第3項に定める本サービスの提供区域内であって離島（本州及び北海道を離れる島）において、本サービスの提供を行う場合に課金する場合があります。	実費

（注）当社は、第5条（契約の申込）に基づき当社に申込みを行った本サービスの提供希望日時、設定作業等の内容又はサービス対象機器等の内容により、本規約第16条（料金並びにその支払義務及び支払方法）第1項の規定にかかわらず、【別紙2】本サービスの料金1.基本料金の支払を要しない場合があります。この場合において、予め契約者に対しその旨通知するものとします。

2. 技術費

【別紙2】に定める料金

3. メニュー料金の割引の適用

- (1) オフィスネットおまかせサポートサービスの契約者が、その契約に係るフレッツアクセスサービスについて、本サービスの提供を受けた場合は、1の本契約につき、本規約第16条（料金並びにその支払義務及び支払方法）第2項に規定する該当料金合計額から、7,500円を減額して適用します。
- (2) CLUB NTT-West for Business の会員が、その契約に係るフレッツアクセスサービスについて、本サービスの提供を受けた場合は、1の本契約につき、本規約第16条（料金並びにその支払義務及び支払方法）第2項に規定する該当料金合計額から、1,000円を減額して適用します。

4. 第16条10の当社が別に定める場合

契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

【別紙 4（請求書発行代金）】

請求書等の発行に関する料金

- 発行手数料及び収納手数料は、本サービス（フレッツ光ネクストサービスが光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限り、以下この表において同じとします。）の料金その他の債務の支払い（本サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。）において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区 分	発行手数料等の適用
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
収納手数料	請求書によって本サービスの料金、その他の債務を支払う場合に適用します。

- 請求書等の発行に関する料金は、以下の発行手数料及び収納手数料を合計して算定します。

区 分	単 位	料金額（税抜）
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150 円
収納手数料	請求書による本サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50 円

- 次の場合については、請求書等の発行に関する料金は適用しません。
 - 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合
 - 契約者が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合
 - 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

4. 適格請求書の発行に関する料金

- 当社は、契約者等から請求があったときは、本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書を発行します。
- 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、手数料 400 円（税込 440 円）及び郵送料その他経費（実費）の支払いを要します。
- 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

5. 支払証明書の発行に関する料金

- 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務（この利用規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、手数料 400 円（税込 440 円）及び郵送料その他経費（実費）の支払いを要します。
- 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

【別紙 5（訪問サポート（データ移行作業）時の注意事項及び料金）】

＜データ移行プラン料金表＞

PC 台数※ 1	データ移行		OS アップグレード※ 2	
	10GB	50GB	10GB	50GB
1 台	25,000 円 (税込 27,000 円)	30,000 円 (税込 32,400 円)	50,000 円 (税込 54,000 円)	55,000 円 (税込 59,400 円)
2 台～3 台	19,000 円／台 (税込 20,520 円)	24,000 円／台 (税込 25,920 円)	30,000 円／台 (税込 32,400 円)	35,000 円／台 (税込 37,800 円)
4 台～5 台	18,000 円／台 (税込 19,440 円)	23,000 円／台 (税込 24,840 円)	25,000 円／台 (税込 27,000 円)	30,000 円／台 (税込 32,400 円)
6 台～10 台	16,000 円／台 (税込 17,280 円)	21,000 円／台 (税込 22,680 円)	23,000 円／台 (税込 24,840 円)	28,000 円／台 (税込 30,240 円)
11 台～15 台	15,500 円／台 (税込 16,740 円)	20,500 円／台 (税込 22,140 円)	20,500 円／台 (税込 22,140 円)	25,500 円／台 (税込 27,540 円)
16 台～20 台	15,000 円／台 (税込 16,200 円)	20,000 円／台 (税込 21,600 円)	20,000 円／台 (税込 21,600 円)	25,000 円／台 (税込 27,000 円)

※ 1 料金単価については合計台数の価格帯の単価を適用いたします

※ 2 NAS を付属した提供価格となります

＜データ移行プランの作業内容について＞

- お客様指定のデータ保管先（HDD 等）にバックアップ
- お客様指定のデータ移行先にデータを移行
- データ移行後の各種設定
- PC 開梱、設置

＜データ移行条件について＞

- 本サービスは、移行元パソコンの OS および移行先パソコンの OS はメーカーがサポートしている WindowsOS が対象です。ただし WindowsServerOS は除きます。
- 移行元パソコンの OS が 64bit の場合は、移行先パソコンの OS は 64bit に限ります。
- OS 及びパソコンのご利用環境、又は、メーカサポートの終了等によっては、データ移行を実施できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

＜データ移行対象について＞

- 移行対象データは以下のもの限ります。
 - ・ファイルとフォルダ
 - ・電子メールのアカウント設定、アドレス帳、メッセージ
 - ・Windows ユーザアカウント設定
 - ・デバイスドライバ
 - ・リモートサポートツールおよび I T 管理サポートツール（機器名推定ツールを含む）
- ファイルやフォルダはお申し出がない限り、下記の場所配下にあるものを移行対象とします。
 - ・デスクトップ
 - ・マイドキュメント
 - ・マイミュージック

- ・マイピクチャ
- ・マイビデオ

上記以外の場所に移行をご希望されるファイルやフォルダがある場合は、その旨を弊社から訪問する作業員にお申し出ください。

- オフィスおまかせサポートツール以外のアプリケーションは移行対象に含まれません。
(移行先パソコンへアプリケーションのインストールが必要な場合は、1アプリケーションあたり 8,500 円 (税込 9,180 円) にて弊社によるインストールサービスを提供しています。)
- 使用しているアプリケーションによっては、アップグレード後の OS に対応していない場合があります。
- 電子メールデータの移行については、下記の Microsoft 社のメールクライアントのデータを移行対象とします。
 - ・ Outlook Express
 - ・ Windows Live メール
 - ・ Microsoft Office Outlook
- メールクライアント自体はアプリケーションのため、移行対象に含まれません。
(メールクライアントのインストールはお客様で行っていただくか、1メールクライアント 8,500 円 (税込 9,180 円) にて弊社によるインストールサービスを提供しています。)
- メールクライアントをお客様でインストールされる場合は、XP 更改の訪問前に実施しておく必要があります。訪問前に移行先パソコンにメールクライアントがインストールされていない場合は、メールデータは移行対象に含まれません。
- 仕分けルールや迷惑フィルタ (セーフリスト、拒否リスト) のデータ移行については、同一メールクライアントの場合のみ移行対象となります。
- デバイスドライバは移行先パソコンの OS に対応していない場合は、移行対象に含まれません。
- パソコンや OS の設定等は移行対象に含まれません。

<免責について>

- 更改後に、デバイス等の互換性が完全でなかったために発生したパソコン不調については、弊社は責任を負わないものとします。
- ご利用中のパソコンの OS をアップグレードしたことが原因で、パソコンメーカーのサポートが受けられなくなる場合もございます。あらかじめご確認いただきますとともに、OS アップグレード後にパソコンメーカーのサポートが対象外となりましても、弊社は責任を負わないものとします。
- ご利用中のパソコンの OS アップグレード後に、記憶装置 (HDD、メモリ等)、CPU 等のパソコン部品の老朽化による障害が発生しても、弊社は責任を負わないものとします。
- 本サービスでは、データ移行を行います。データの補償、損失などのあらゆる損害について弊社は責任を負いません。貴重なデータおよびプログラムは、本サービスの提供を受ける前に、お客様等自らの責任でバックアップとして保存してください。

【別紙6（当社が別に定めること）】

第16条（料金並びにその支払義務及び支払方法）第10項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

第23条（債権の譲渡）における当社が別に定める事業者及び当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定項目	定める内容
当社が別に定める事業者	NTTファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 ① 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 ② 訪問サポートサービスに係るフレッツアクセスサービスの契約回線について、IP通信網契約約款第47条の2（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当する場合